「介護サポート・プラン」重要事項等のご説明

損保ジャパン

＜医療保険基本特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約・個人賠償責任補償特約セット　団体総合保険＞

【介護サポート・プランにご加入の皆さまへ】
2023年3月1日以降に保険期間が開始するご契約について、介護一時金の補償内容等の改定を行っています。
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本重要事項等説明書を必ずご確認ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、この重要事項等のご説明に記載した内容を　お伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】
＜告知の大切さについてのご説明＞
● 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
　※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
● 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
　※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）を必ずお読みください。
「介護サポート・プラン」は、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル，Inc.（以下、アメリカン・エキスプレスといいます。）を保険契約者として、損害保険ジャパン株式会社（以下、損保ジャパンといいます。）が引き受ける団体総合保険契約をもとに提供されます。

「介護サポート・プラン」＜団体総合保険＞

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み
「介護サポート・プラン」は、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約など各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.

■保険期間：2023年3月1日午後4時から1年間となります。
＊中途加入の場合は、加入依頼をされた日の翌々月1日午前0時から2024年3月1日午後4時までとなります。
　実際の保険期間につきましては、加入証明書をご覧ください。
＊この保険契約は2年度目以降、保険期間満了前にご送付する「加入証明書」に記載の内容で自動継続となります。

■加入意向締切日：保険始期月の前々月末日（ただし末日が土・日・祝日・年末年始休業の場合は、前営業日となります。）
・お電話でお申込みの場合、お電話にて加入意向を確認後、パンフレットをご送付します。・中途加入については、以下 ■引受条件 ●中途加入の欄をご確認ください。

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法など：引受条件（保険金額など）、保険料はパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
● 加入対象者：アメリカン・エキスプレスのカード会員の方にご加入いただけます。
　※加入依頼時のご申告内容によりましては損保ジャパンがご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
● 被保険者：(1)お申込人ご本人（カード会員の方）またはカード会員の方と同一の世帯に属する方
　(2)上記(1)のご両親・配偶者
　(3)上記(1)と生計を共にする同居の親族・生計を共にする別居の未婚のお子様
　（新規ご加入の場合は、満40歳～満79歳、継続ご加入の場合は満84歳までの方が対象となります。）
● お支払方法：「アメリカン・エキスプレスのカード会員規約」に基づき、アメリカン・エキスプレスの発行するクレジットカードを通じて毎月お支払いいただきます。初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としできなかった場合は、申込みは無効となります。第2回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2か月連続して引き落としが出来なかった場合は、最終保険料引き落とし月の翌月1日に保険契約は失効となります。
● 継続時の取扱：継続時において、損保ジャパンが継続契約のご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。また保険料は保険期間（1年間）を通して変わりませんが、継続契約について損保ジャパンが特に認めた場合に、将来に向かって変更される場合があります。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでご連絡ください。
● お手続方法：下表のとおりお手続きください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		毎月末日までにアメリカン・エキスプレスに加入をご依頼いただき、アメリカン・エキスプレスがご加入を承認した場合、翌々月1日の午後4時より保険責任を開始します。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	特段のご連絡や書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	現在ご加入の契約を解約し、あらためて中途でのご加入手続きのご依頼をいただく必要があります。アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでご連絡ください。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨のご依頼をいただく必要があります。アメリカンエ・キスプレスのメンバーシップ保険デスクまでご連絡ください。

● 中途加入：保険期間の中途でのご加入の場合は、アメリカン・エキスプレスが受け付けた加入依頼に基づき、加入依頼をされた日の翌々月1日午前0時にはじまり、2024年3月1日午後4時までとなります。以降、ご加入者（カード会員ご本人）からアメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンへ、もしくはアメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンからご加入者（カード会員ご本人）へ通知がないかぎり、毎年自動的に継続されます。また本保険の提供元となる、アメリカン・エキスプレスを保険契約者として、損保ジャパンが引き受ける団体総合保険契約が終了した場合は、保険契約は継続されません。（その団体総合保険契約の終了日午後4時までが保険期間となります。）
● 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでご連絡ください。
● 団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■ 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

	【傷害】傷害死亡保険金	【傷害】傷害後遺障害保険金	【介護】介護一時金	【その他特約】個人賠償責任補償特約（国内外補償）(注)
保険金をお支払いする主な場合	保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 **傷害死亡保険金の額＝傷害死亡・後遺障害保険金額の全額**	保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 **傷害後遺障害保険金の額＝傷害死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）**	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなり本契約は解約となります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 （※1）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 （※2）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合　②被保険者(※1)の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合　③日本国内で受託した財物（受託品）(※2)を壊したり盗まれた場合　④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア．本人　イ．本人の配偶者　ウ．本人またはその配偶者の同居の親族　エ．本人またはその配偶者の別居の未婚の子　オ．本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。　カ．イ．からエ．までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品　・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器　・義歯、義肢その他これらに準ずる物　・動物、植物　・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品　・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品　・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿　・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品　・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物　・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品　・山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具　・データやプログラム等の無体物　・漁具　・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物　など （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
保険金をお支払いできない主な場合	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）、核燃料物質などによるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見(※2)のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車などによる競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など		①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など	①故意　②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波　④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任　⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任　⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任　⑦心神喪失に起因する損害賠償責任　⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任　⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任　⑩環境汚染に起因する損害賠償責任　⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害　⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為　・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使　・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い　・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故　・置き忘れ(※2)または紛失・詐欺または横領　・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み　・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア．からウ．までのいずれかに該当するものを除きます。 ア．主たる原動力が人力であるもの イ．ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ．身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。
（注）補償内容が同様のご契約(*1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(*2)
（*1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（*2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更など）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ●「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ●「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ●「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

■クーリングオフ

本契約はアメリカン・エキスプレスを保険契約者とした団体総合保険契約をもとに提供されております。したがいまして、申込後の契約申込みの撤回等（クーリングオフ）はできませんので、ご注意ください。
保険開始前にお申込みの取り消しをご希望される場合は、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでお問い合わせください。

■ご加入時における注意事項（告知義務など）

●ご加入の際は、加入内容・告知内容に間違いがないか加入者証などで十分ご確認ください。
●加入内容・告知内容についてご回答いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項（※1）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※1）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入内容・告知内容の確認事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約などに関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約など（※2）の加入状況
（※2）「他の保険契約など」とは、傷害保険、介護保険など、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＊損保ジャパンまたはアメリカン・エキスプレスは告知受領権を有しています。
●ご加入初年度の保険期間の開始時（※3）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態などについて損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
（※3）保険金額の増額など補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
■ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
■ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　など
●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、以下の①から③までのいずれかの取扱いとなります。
①特別な条件を付けずにご加入いただけます。　②プラン①でご加入いただけます。　③今回はご加入いただけません。
●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
●継続加入の場合において、保険金額の増額など補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態などについて告知していただく必要があります。この場合において、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
★傷害死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
●＜ケガの補償の場合＞ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。
＜介護の補償の場合＞疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。
（※）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

■ご加入後における留意事項

●お申し出いただいた住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくアメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンまでご通知ください。
●団体から脱退される場合またはクレジットカードを解約される場合は、必ずアメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクにお申し出ください。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法などにつきましては、アメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢などによっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
＜重大事由による解除など＞
●保険金を支払わせる目的で損害などを生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＜他の身体障害または疾病の影響＞
●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

■責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。中途加入の場合は、加入依頼をされた日の翌々月1日午前0時に保険責任が始まります。

■事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちにアクシデントヘルプデスクまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
（注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内おいて発生した事故について、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合　など
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票　など
2	事故日時・事故原因および事故状況などが確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　など
3	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度などが確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など
4	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
5	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約などの保険金支払内容を記載した支払内訳書　など
6	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
7	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）保険金支払事由の内容・程度などに応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査などにご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただくなど、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査などが不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガをされた場合などは、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券などをご確認ください。

■保険金をお支払いできない主な場合

この保険のあらまし［■補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）］をご確認ください。

■中途脱退と中途脱退時の返れい金など

この保険から脱退（解約）される場合には、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでお申し出ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。
●ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料のうち、傷害による死亡保険金をお支払いする特約に対応する保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

■保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金などの9割までが補償されます。

■個人情報の取扱いについて

●保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入下さい。

■介護医療保険料控除について

介護一時金支払特約の保険料部分のみ「介護医療保険料控除」の対象となります。（2022年9月現在）なお、保険料控除証明書は加入者証と別で送付されます。

■その他ご注意いただきたいこと

＜加入者証について＞
加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入後1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

商品に関するお問い合わせ　アメリカン・エキスプレス メンバーシップ保険デスク　**0120-020-345**　受付時間　9：00～17：00［土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。］

事故が起こった場合　アクシデントヘルプデスク　**0120-965-530**　受付時間　9：00～17：00［土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。］

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽＡＤＲセンター」
［ナビダイヤル］
0570-022808（通話料有料）　受付時間　9：15～17：00［土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。］
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

［取扱代理店］アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.
〒105-6920　東京都港区虎ノ門4-1-1

［引受保険会社］損害保険ジャパン株式会社 金融法人第二部営業第二課
〒103-8255　東京都中央区日本橋2-2-10　Tel 03-3231-3654
受付時間 9：00～17：00
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます）